

## 8. 事業評価について

### (1) 事業評価の実施

#### ①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

#### ②二次評価

##### ア. 実施対象

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除く各事業については、自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

##### イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、協議会では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて地域公共交通計画、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業（利用環境改善促進等事業）にあつては補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

##### ウ. 複数年度評価（隔年評価）

地域公共交通確保維持事業のうち、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路（以下「系統等」という。）に係るもの以外のものにあつては、二次評価を翌年度に一括して行うことができるものとする。この場合において、複数の系統等を包括的かつ一体的に評価しているときは、当該評価の単位ごとに当該事由への該当の有無を判断することとする。

##### 【実施を必須とする系統等】

- ・前年度に二次評価を行っていないもの
- ・事業初年度のもの（地域公共交通調査事業の結果を受けて確保維持改善計画を策定し、地

域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。)

- ・一次評価の結果が芳しくないもの

【実施を地方運輸局等の任意選択とする系統等】

- ・協議会において二次評価の実施を希望するもの
- ・その他地方運輸局等において二次評価の実施が必要であると認めるもの

(2) 利便増進計画に基づく事業に係る評価について

利便増進計画に基づいて実施される事業（交付要綱の規定により補助対象事業の基準の特例等の適用を受けている事業をいう。）については、(1)の規定にかかわらず、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価をもって、(1)に掲げる評価に代えることができる。

(3) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則（平成23年12月5日 国総支第34号）

- ・2. (1) ⑦に係る改正については、平成24年度の補助対象期間に係る事業から適用する。

附 則（平成25年5月8日 国総支第9号、国鉄事第29号、国自旅第22号、国海内第11号、国空環第14号）

この要領の一部改正は、平成25年度予算から施行する。

附 則（平成25年11月29日 国総支第62号）

1. 施行期日

この要領の一部改正は、平成25年11月29日から施行する。

2. 経過措置

(1) 地域公共交通確保維持事業

①陸上交通及び離島航路に係る事業

この要領の一部改正の施行前（以下「要領改正前」という。）に、一部改正前の要領（以下「旧要領」という。）に基づいて平成25年度予算に係る事業（以下「25年度事業」という。）に関し事業評価を実施した事業及び平成24年度に地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者が当該調査事業を踏まえて25年度事業において新たに補助額の内定を受けた事業については、25年度事業に限り、6.(1)に掲げる事業評価（自己評価及び二次評価をいう。以下同じ。）を実施することを要しない。ただし、協議会が事業評価の実施を希望する場合にあってはこの限りでない。

②離島航空路に係る事業

25年度事業に限り、事業評価は、旧要領6.(1)に掲げる期日までに実施し、事業評価